

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	法人名			
雇用者給与等支給額増加額の計算増	雇用者給与等支給額	1	円	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 $(3) \times \frac{10}{100}$ ((1) < (5)の場合又は(6) ≤ (7)の場合は0)	8	円	
	基準雇用者給与等支給額 (17)	2			調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	9		
	雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3			当期税額基準額 $(9) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	10		
	増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4			当期税額控除可能額 ((8)と(10)のうち少ない金額)	11		
	比較雇用者給与等支給額 (21)	5	円		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「31の②」)	12		
	平均給与等支給額 (27の①)	6			法人税額の特別控除額 (11) - (12)	13		
	比較平均給与等支給額 (27の②)	7						
基準雇用者給与等支給額の計算								
基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(14) \text{の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数}}$		基準雇用者給与等支給額 (15) × (16)				
14	15	16		17				
平 平	円	円		円				
比較雇用者給与等支給額の計算								
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(18) \text{の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$		比較雇用者給与等支給額 (19) × (20)				
18	19	20		21				
平 平	円	円		円				
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算								
	平均給与等支給額の計算			比較平均給与等支給額の計算				
	適用年度			前事業年度又は前連結事業年度				
①			②					
雇用者給与等支給額	22	(1)	円	(19)	円			
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	23							
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	24							
継続雇用者給与等支給額 (23) - (24)	25							
月別支給対象者の合計数	26				人	人		
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(25)}{(26)}$	27				円	円		

別表六（二十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除限度額8」は、「増加促進割合4」に記載した割合が次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「0」と記載します。
 - (1) 平成27年4月1日以前に開始する事業年度 0.02
 - (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 0.03
 - (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 0.04（その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第42条の4第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。以下同じ。）である場合には、0.03）
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の事業年度 0.05（その適用を受ける法人が中小企業者等である場合には、0.03）

なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人又は資本若しくは出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

- 3 「当期税額基準額 $(9) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」は、その適用を受ける法人が中小企業者等である場合には「10 又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 4 措置法令第27条の12の4第8項第3号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額2」には、「1」と記載します。
- 5 「基準雇用者給与等支給額 $(15) \times (16)$ 」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額 $(15) \times (16) \times \frac{70}{100}$ 」として記載します。
 - (1) 措置法第42条の12の4第2項第4号ハに掲げる場合
 - (2) 措置法令第27条の12の4第8項第1号イ又はロに掲げる場合
 - (3) 措置法令第27条の12の4第8項第4号に掲げる場合
- 6 措置法令第27条の12の4第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には「継続雇用者給与等支給額25」の「適用年度①」及び「月別支給対象者の合計数26」の「適用年度①」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には「月別支給対象者の合計数26」の「前事業年度又は前連結事業年度②」の欄には「1」と記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人等	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人	の保有する細	1		g
大規模等の保有割合						h
第1順位の株式数又は出資金の額(g)	c	%				i
保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				j
大規模法人の保有割合						k
大規模法人合計の株式数又は出資金の額(k)	e	%				
保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%			計 (g)+(h)+(i)+(j)	

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんから注意してください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。